建設リサイクル法に基づく特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について

1. 建設リサイクル法の対象工事

本工事は、特定建設資材を用いた建築物等にかかる解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事（以下「対象建設工事」という。）であるため、建設リサイクル法に基づき特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

また、契約当初においては対象建設工事でない場合であっても、契約変更後に対象建設工事となる場合は、そのことが判明した時点で速やかに建設リサイクル法に基づき適正な措置を講ずる。

２．建設リサイクル法第12条及び第13条の手続き

　受注者は、契約書等の提出（入札（見積）心得書第16条）前に、建設リサイクル法第12条に基づき、発注担当課に対し、説明書（別添様式１）及び工程の概要を示す資料を提出し、説明を行うものとする。

　説明書の別紙「2.解体工事に要する費用」及び「4.再資源化等に要する費用」は、請負金額に含まれる受注者の見積金額を記載すること。

　受注者は、建設リサイクル法第13条に基づく「分別解体の方法、解体工事に要する費用、その他主務省庁で定める事項を記載した書面」として、説明書の別紙を、請負契約書に添付することとする。

　また、契約変更により前述の「別紙」に記載されている内容に変更が生じる場合は、「別紙」に変更内容がわかるように記載のうえ、契約変更時に変更請負契約書に添付する。

３．建設リサイクル法第11条の手続き

受注者は、工事着手７日前に「建設リサイクルガイドライン（平成１４年５月）」に定めた別表イ〔再生資源利用計画書〕に対象となる特定建設資材のみ記入する。また、別表ロ〔再生資源利用促進計画書〕には対象となる特定建設資材廃棄物のみ記入し提出すること。

４．建設リサイクル法第18条の手続き

受注者は、建設リサイクル法第18条に基づき、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、再資源化報告書（別添様式２）、「建設リサイクルガイドライン（平成１４年５月）」に定めた〔再生資源利用実施書〕及び〔再生資源利用促進実施書〕を、監督員に提出すること。

５．受注者が行うべき事項（法第１２条第２項）の確認

受注者は、その請け負った工事の一部を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対し、建設リサイクル法第１２条に基づき提出した説明書について、書面で告知すること。また、告知した書類の写しを、監督員へ提出すること。

※再生資源作成方法は、「再生資源利用〔促進〕計画書（実施）書の作成方法等」を参照すること。

※参考：建設リサイクル法

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 誰が | 何を | 別添様式 | どうする |
| 法12条 | 受注者 | 説明書（様式１）、工程、図面 | 様式１ | 発注担当課へ提出し、説明。 |
| 法13条 | 説明書（様式１の別紙） | 様式１の別紙１ | 契約書に添付する。（変更契約時も） |
| 法11条 | 再生資源利用計画書再生資源利用促進計画書 | 様式様式 | 着手７日前に記入。 |
| 法18条 | 再資源化報告書、再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書 | 様式様式様式 | 分別解体等・再資源化等が完了した時、監督に提出。 |
| 法12条第２項 | 説明書 | 様式 | 下請に対し告知し、その写しを監督に提出。 |

別添様式１

説明書

平成　　年　　月　　日

（発注者）

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　　　　（郵便番号　　－　　）電話番号　　―　　―

　　　　　　　　　　　　　　住所

　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１２条第１項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明します。

記

1. 工事の名称
2. 工事の場所
3. 説明内容　添付資料のとおり
4. 添付資料
5. 別表（別表１～３のうち該当するものに必要事項を記載したもの）
* 別紙１･別表１（建築物に係る解体工事）
* 別紙２･別表２（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））
* 別紙３･別表３（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事（土木工事等））
1. 工程の概要を示す資料（できるだけ図面、表等を利用する）
* 欄には、該当個所に「レ」を付すこと。

（別紙１）

建築物に係る解体工事

１．分別解体等の方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工　　　程 | 作　業　内　容 | 分別解体等の方法 |
| ①建築設備・内装材等 | 建築設備・内装材等の取り外し□有　　□無 | * 手作業
* 手作業・機械作業の併用

併用の場合の理由(　　　　　) |
| ②屋根ふき材 | 屋根ふき材の取り外し□有　　□無 | * 手作業
* 手作業・機械作業の併用

併用の場合の理由(　　　　　) |
| ③外装材・上部構造部分 | 外装材・上部構造部分の取り外し□有　　□無 | * 手作業

□手作業・機械作業の併用 |
| ④基礎・基礎ぐい | 基礎・基礎ぐいの取り外し□有　　□無 | * 手作業

□手作業・機械作業の併用 |
| ⑤その他（　　　　　　　　） | その他の取り壊し□有　　□無 | * 手作業

□手作業・機械作業の併用 |

　（注）「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

1. 解体工事に要する費用（直接工事費）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

　（注）・解体工事の場合のみ記載する。

* 解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
* 仮設費及び運搬費は含まない。
1. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施設の名称 | 所在地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

1. 再資源化等に要する費用（直接工事費）　　　　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

（注）・運搬費を含む。

（別紙２）

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

１．分別解体等の方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工　　　程 | 作　業　内　容 | 分別解体等の方法 |
| ①造成等 | 造成等の工事□有　　□無 | * 手作業
* 手作業・機械作業の併用
 |
| ②基礎・基礎ぐい | 基礎・基礎ぐいの工事□有　　□無 | * 手作業

□手作業・機械作業の併用 |
| ③上部構造部分・外装 | 上部構造部分・外装の工事□有　　□無 | * 手作業

□手作業・機械作業の併用 |
| ④屋根 | 屋根の工事□有　　□無 | * 手作業

□手作業・機械作業の併用 |
| ⑤建築設備・内装等 | 建築設備・内装等の工事□有　　□無 | * 手作業

□手作業・機械作業の併用 |
| ⑥その他（　　　　　　　　） | その他の工事□有　　□無 | * 手作業

□手作業・機械作業の併用 |

　（注）・「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

　　　 ・作業内容は特定建設資材の使用の有無を記入する。

1. 解体工事に要する費用（直接工事費）　　　　　　　　　該当なし

1. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施設の名称 | 所在地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

1. 再資源化等に要する費用（直接工事費）　　　　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

（注）・運搬費を含む。

（別紙３）

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

１．分別解体等の方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工　　　程 | 作　業　内　容 | 分別解体等の方法 |
| ①仮設 | 仮設工事□有　　□無 | * 手作業
* 手作業・機械作業の併用
 |
| ②土工 | 土工事□有　　□無 | * 手作業

□手作業・機械作業の併用 |
| ③基礎 | 基礎工事□有　　□無 | * 手作業

□手作業・機械作業の併用 |
| ④本体構造 | 本体構造の工事□有　　□無 | * 手作業

□手作業・機械作業の併用 |
| ⑤本体付属品 | 本体付属品の工事□有　　□無 | * 手作業

□手作業・機械作業の併用 |
| ⑥その他（　　　　　　　　） | その他の工事□有　　□無 | * 手作業

□手作業・機械作業の併用 |

　（注）・「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

　　　 ・作業内容は特定建設資材の使用の有無を記入する。

1. 解体工事に要する費用（直接工事費）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

　（注）・解体工事の場合のみ記載する。

* 解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
* 仮設費及び運搬費は含まない。
1. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施設の名称 | 所在地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

1. 再資源化等に要する費用（直接工事費）　　　　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

（注）・運搬費を含む。

再生資源利用〔促進〕計画書（実施）書の作成方法等

所定の入力システムにて作成しデータにより提出するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 工 事 受 注 |  |
| 建設資材の搬入（様式１） |  | 建設現場からの搬出（様式２） |
| 500m3以上の土砂500ｔ以上の砕石200ｔ以上の 加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物 | いずれかを使用する |  | 1. 建設発生土を500m3以上

②ｺﾝｸﾘｰﾄ塊、ｱｽｺﾝ塊、建設発生木材､建設汚泥､建設混合廃棄物の合計重量が200ｔ以上のいずれかを搬出する |  |
|  NO | YES | *（工事着手時 様式１）* |  | YES | *（工事着手時 様式２）* |  | NO | *（工事着手時 様式２）* |
| 計画書を作成する必要なし |  | 再生資源利用計画書を３部作成 |  | 再生資源利用促進計画書を３部作成 |  | 再生資源利用促進計画書を３部作成 |
|  |  | ・1部を発注者に提出し、内容を説明する。・1部を自社で保管する。 （5年間）・1部を工事施工計画書に添付する。 |  |  | ・1部を発注者に提出し、内容を説明する。・1部を自社で保管する。 （5年間）・1部を工事施工計画書に添付する。 |  |  | ・1部を発注者に提出し、内容を説明する。・1部を自社で保管する。（5年間）・1部を工事施工計画書に添付する。 |
|  | 工 事注：計画を現場に掲示（国交省 現場掲示対応版を参照） |  | 工 事注：計画を現場に掲示（国交省 現場掲示対応版を参照） |  | 工 事注：計画を現場に掲示（国交省 現場掲示対応版を参照） |
|  |  | *（工事完成時 様式１）* |  |  | *（工事完成時 様式２）* |  |  | *（工事完成時 様式２）* |
|  | 再生資源利用実施書を２部作成 |  | 再生資源利用促進実施書を３部作成 |  | 再生資源利用促進実施書を２部作成 |
|  |  | ・1部を自社で保管する。 （5年間）・1部を工事完成書類に添付する。 |  |  | ・1部を自社で保管する。 （5年間）・1部を工事完成書類に添付する。・1部を本部建設副産物連絡会議事務局へ提出する。 |  |  | ・1部を自社で保管する。（5年間）・1部を工事完成書類に添付する。 |
|  | 注：上記の条件に該当した場合は調査表に示された全品目について、量の多少にかかわらず全て記入する。 |  | 注： | ①上記の条件に該当した場合は、調査表に示された全品目について、量の多少にかかわらず全て記入する。②様式２だけ記入対象の場合でも、様式１の「1．工事概要」の部分を必ず記入する。 |

別添様式２

再資源化報告書

令和　　年　　月　　日

（発注者）

独立行政法人都市再生機構　○○○○本部

　　　　　　本部長　　○○　○○ 　　様

　　　　　　　　　　氏名　株式会社○○○建設　代表取締役　○○　○○

　　　　　　　　　（郵便番号○○○‐○○○○）電話番号○○○‐○○○‐○○○○

　　　　　　　　　住所　　○○県○○市○○町○‐○‐○

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１８条第１項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

１．工事の名称　　　○○○団地建設工事

２．工事の場所　　　○○県○○市○○町○‐○‐○

３．再資源化等が完了した年月日　　　令和○○年○○月○○日

４．再資源化等をした施設の名称及び所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施設の名称 | 所在地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

５．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用　　□、□□□、□□□円（税抜き）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（直接工事費）

1. その他の資料

□　再生資源利用実施書

□　再生資源利用促進実施書